

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育

#### (1) 教育の内容

##### ア 学部教育

##### (ア)

- a 看護学の基盤であるヒト、人、人間を理解するために、人間科学科目を充実させる。
- b 看護基礎科目を充実させ、基礎教育と専門教育の有機的連携を図り、学生が総合的な理解を深められるように、授業科目の配置などを検討し工夫する。
- c 看護師・保健師育成の統合カリキュラムとし、単位数の調整を行い、ゆとりあるカリキュラムとなるよう工夫するとともに、人間性を培う教養教育の充実を図る。
- d 学生が主体的に専門知識を深め、系統的に理論立てて学ぶことができるような学習法を、Web などを用いて指導する。
- e 学生がそれぞれの教育の目的・ねらいを的確に理解して、予習及び復習が十分にできるような、わかりやすいテキスト作成又は適切な教科書選定を行う。
- f 自ら看護・保健に関する関心を高め、問題を発見し、看護・保健の改善に必要な研究推進能力を養うために、卒業研究の指導体制をさらに充実する。
- g 生命・環境への配慮など社会的・倫理的な規範意識(国際的な水準として必要とされる倫理基準)を培うことができるようカリキュラムの整備を行う。

##### (イ)

- a 大学教育と看護実践の現場との乖離をなくすために、実習教育をさらに充実させ、指導体制を整える。
- b 専門職者として必要な基礎知識、技術を習得するとともに、実践的な応用力をもって自ら考え行動できる看護職を育てるために、入学後の早い時期から看護について学習する機会を作り、授業・演習・実習のプログラムを組み合わせた効果的な教育を実施する。
- c 看護実践能力を育成するために、大学卒業時の到達目標を見据えて、学生の看護技術の習得状況に応じて個別指導を行うとともに、定期的にカリキュラムの見直しを行う。
- d 課題を課した少人数制を取り入れ、実践力、応用力を身につけることができるよう工夫するとともに、授業科目の特性に応じてマルチメディア機器、教材を活用する。

##### (ウ)

- a 基礎的な英語運用能力を身につけ、その能力の応用としての英語による対話能力の向上を図るべく、通常授業と並行して、CALL システムや英語多読学習などの自己学習法を促進する。また、近隣諸国に対する理解と交流を促進するという観点から、韓国語、中国語などの学習の拡充を図る。
- b 情報処理教育(Web 情報発信、統計処理、プレゼンテーションなど)を重視し、演習やWeb による自己学習法など工夫した教育を取り入れ、情報リテラシーを育てる。

##### イ 大学院教育

##### (ア)

- a 看護職者が保健医療分野において指導的役割を担う人材として、生活習慣病などに対する疾病予防の推進役となるヘルスプロモーション教育を行う。
- b 博士課程(前期)修了者に期待される能力や役割を医療機関などと連携して明確化し、博士課程(前期)修了者の社会的需要を向上させる。
- c 無医地区で活躍できる高度実践看護師(Nurse Practitioner: NP)の養成を目指した教育プロ

グラムを姉妹校など(米国ペース大学、米国ケースウエスタンリザーブ大学、韓国ソウル大学、韓国高麗大学)と共同で開発する。

- d 学問の高度化、学際化と社会のニーズに対応した体系的・系統的なカリキュラム編成を行うとともに、教育課程を定期的に見直し、学生のニーズにこたえる多様なカリキュラム編成を行う。
- e 種々の分野の専門看護師(CNS)コースを開設する。
- f 助産師、保健師の資格取得の大学院化を図り、看護職のキャリアアップを目指す。
- g 社会人学生が教育研究に専念できるような、学びやすい環境を整備する。

#### (イ)

医療・保健・福祉領域の看護職以外の資格者(栄養士、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士)も本学大学院に受け入れ、看護学の教育研究の発展に寄与できる人材の育成を行う。

#### ウ 卒業教育

- a 卒業生の就職や大学院進学など卒業後の進路状況を把握し、各分野で卒業生が活躍できるようフォローアップ体制を整備するとともに、実務的な知識・技術等の情報や看護学の最新の動向などを教授する卒業教育体制を確立する。
- b 卒業生を対象に、定期的に研修会を開催したり、研究支援を行うなどし、卒業生とともに看護の質向上を図る看護支援体制を整備する。
- c 卒業生と大学、卒業生同士が情報交換を常に行えるようインターネットによるネットワークを構築し、活用する。

#### (2) 教育の実施体制

##### ア 教育の質の改善・向上

教員の教育能力を高めるために、国内外への研修会・学会などに積極的に参加させる。

##### イ 教育評価システムの確立

- a 2年次終了時に進級試験を導入し、2年次までの学習の到達度を確認する。
- b 各実習段階ごとに、学生の看護技術の習得及び実践能力を判定する。
- c 学生による授業評価のあり方・実施方法について検討する。また、自己評価や教員相互評価など、学生以外の授業評価のあり方・実施方法についても並行して検討し、総合的な授業評価システムを開発する。

##### ウ 教育環境の整備・充実

- a 講義だけでの学習には限界があることから、学生の自己学習を促進するために、英語教育におけるCALLシステムの活用、看護技術におけるビデオ映像支援型基礎技術の学習などのWebベースの自己学習支援を整備する。
- b 本学にふさわしい図書・視聴覚資料及び雑誌を整備すると同時に、学生が蔵書データベースを効果的に利用して必要かつ十分な情報にアクセスできるような情報検索法を整備する。
- c 平成18年度から大分大学の遠隔授業システムに参加し、授業の共有を図る。

#### (3) 優秀な学生の確保

##### ア 入学者選抜(学部)

- a 本学が期待する入学者像をわかりやすくホームページ・パンフレット等に掲載することにより、高校生などに魅力ある看護職の大学教育を周知していく。
- b 効果的な選抜方法を実現するため、一般選抜入試の方法や試験科目を工夫し優秀な学生の受入れを促進する。
- c 優秀な学生、目的意識の明確な学生の入学を促すため、高大連携を推進し、高校との情

報交換の強化を図る。

#### イ 入学者選抜(大学院)

保健・医療・福祉の領域から職業経験を有する社会人学生を大学院に積極的に受け入れるため、平成 19 年度から基礎学力、意欲、経験などを評価する総合的な選考方法を導入する。

#### ウ 大学の広報

- a 優秀な学生を確保するため、教職員が一体となって、大学説明会、オープンキャンパス、模擬授業、高校訪問等を実施する。
- b 県内外の各地で進学説明会を開催し、大学の特色や学生受入方針を入学希望者に周知する。
- c 大学院の特長及び看護職の活躍領域の将来性をパンフレット等により学部生・入学希望者に周知する。

#### (4) 学生への支援

##### ア 学習支援

- a 全学生をコンタクトグループ(1年生から4年生までの各学年の学生と指導教員で組織する少人数のグループ)に配属し、学生の交流や情報交換、相談を支援する。
- b 学年担任制をとり、4年間にわたり学習、生活に対して一貫した指導を行う。
- c 少人数指導、個別指導を強化する。特に4年生は全員を研究室に配属し、充実した指導を行う。
- d 学習指導の充実により、成績不振による留年や休学を減少させる。

##### イ 生活支援

- a 学生生活を支援する委員会活動を強化し、個別の健康相談等に対応する。
- b 交通安全教育やセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメントに対する教育・予防対策を促進する。
- c サークル活動、ボランティア活動など学生の自主的活動を奨励する支援を強化する。

##### ウ 国家試験支援

- a 試験前の一定期間には補講、模擬試験及び技術指導を集中的に行い、学生の実力を向上させる。
- b 成績不良の学生に対しては個別指導を行い、合格率 100%を目指す。

##### エ 就職支援

- a 学生に対する就職意欲の醸成や求人情報の提供、就職先の開拓など、就職を支援する委員会活動を強化する。
- b 学生の就職活動に対しては、能力に応じた適材適所の職場選択を行う個別の相談・指導を行い、就職率 100%を目指す。
- c 産業保健、学校看護など、卒業生の活動領域の拡大に努める。

## 2 研究

### (1) 研究の方向

#### ア 目指すべき研究の方向

- a 全学的な取組として、産後ケアセンター構想及び高齢者の健康増進プロジェクトを推進し、地域に貢献する事業となることを目指す。
- b 看護学及び保健・医療・福祉の基礎的な知見を生み出す研究を重視し、質の高い成果を国際的学術雑誌に発表するように努める。

#### イ 成果の社会への還元

- a 本学の研究業績を、本学の定期刊行物である年報に掲載して公表する。

- b 地域の看護職者を対象とした研究成果報告会を開催し、成果の情報発信に努める。
- c 学園祭及びオープンキャンパスを利用して研究成果を地域へ積極的に発信する。
- d 本学の看護研究交流センターが主宰するインターネットジャーナル「看護科学研究」の読者や投稿者を増やし、優れた研究成果を社会に発信できる学術雑誌に育てる。

## (2) 研究の実施体制

### ア 実施体制

- a 大学が重点的に推進する研究には優先的に研究資金や研究資材を配分・配置する。
- b 大学の研究費を競争的に資金配分する。具体的には、地域的要請の高いテーマであるプロジェクト研究、教授クラスがリーダーとなって複数の教員と共同に進める先進研究、若手研究者の研究を支援する奨励研究に分類し、研究の計画性や研究成果に基づいて資金を配分する。資金配分は、多様な研究テーマを推進できるように、研究テーマの重要性や緊急性などを考慮して弾力的に行う。
- c 大学外の関連機関との共同研究を推進し、保健・医療・福祉の多面的・横断的研究を促進する。
- d 外部資金を含む研究資金の確保を図る。特に、科学研究費補助金には全教員が申請する。

### イ 研究の質の向上

- a 研究成果の自己点検・評価に関するシステムを検討し、評価結果を研究課題の見直しや研究費の配分等に反映させる仕組みを整備する。
- b 研究の質の向上のために、看護関係者を対象に公開の研究成果討論会を開催する。
- c 大分看科大ソウル大研究交流会(本学とソウル大学看護学部の研究交流会)を毎年開催し、国際的視野から研究の質の向上を図る。
- d ソウル大学看護学部が主催する国際看護研究交流会など国際的な場での研究討論に参加し、研究の質の向上を図る。

## 3 社会貢献

### (1) 地域社会への貢献

- a 大分県内の自治体・関係団体や企業等と積極的に連携協定を締結し、看護学に関する地域の教育研究拠点として地域課題の解決に貢献する。
- b 地域における現任看護職者の看護研究の質の向上のために、教員を派遣し研究を支援する。
- c 現職の医療・福祉従事者が知識や技術の向上を図るためのスキルアップ講座を実施する。
- d 「家庭での看護」や「介護予防」など、一般県民を対象とした公開講座や健康運動教室などを企画し開催する。開催に当たっては住民ニーズ、時代のニーズをとらえたテーマを選定し、参加者の満足度を高める。
- e 学園祭及びオープンキャンパスを利用して、地域住民との交流の場を積極的に設け、開かれた大学を目指す。
- f 看護職者を対象として、公開講義、看護国際フォーラム、ソウル大学研究交流会などを定期的に開催し、地域の看護学の拠点として役割を果たす。
- g 看護協会などと協力して、看護職者を対象とした教育・研修活動を行う。

### (2) 国際社会への貢献

- a 姉妹校協定を結ぶ海外の大学と協力して、国際的な看護ネットワークづくりを推進する。
- b JICA(国際協力機構)と協力して、アジア地域を中心とする ODA 活動に参加し、地域の医療や看護教育の改善に貢献する。
- c 看護職者の国際交流を通じて、看護の質的強化及び看護職者のあり方を検討し、国際的

に通用する専門看護師及び高度実践看護師の育成を推進する。

- d 姉妹校及び ODA 活動などを通じて、積極的に研修員や留学生の派遣・受入れを行う。
- e 看護学教育拠点として、国際的な交流を推進し、常に世界的な視点から看護をとらえる環境を構築する。
- f 大分県は人口に占める留学生の割合が全国第 2 位の高率であり、留学生の受入環境の整備や交流機会の拡大が求められていることから、大学コンソーシアムおおいたの会員校として、留学生の健康管理等の情報を提供していく。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制

#### (1) 運営体制の強化

- a 学長を兼ねる理事長が、法人運営及び教育研究の両面の責任者として強いリーダーシップを発揮し、弾力的かつ機動的な運営を目指す。そのために、各理事の担当業務を明確にし、理事長を補佐する体制を強化する。
- b 大学の教育、研究及び社会貢献活動に対する方向性を明確にし、全学的な運営方針を確立する。
- c 理事会、経営審議会、教育研究審議会及び教授会の役割分担を明確にし、機能的な大学運営を図る。
- d 学内の委員会を整理統合し、効率的な運営を図る。
- e 教員と事務職員がそれぞれの専門性をいかし、相互に補完しつつ一体となって事業の企画、立案及び運営を行う。

#### (2) 学内資源の効果的配分

- a 全学的かつ中長期的な視点に立ち、大学の目標と重点領域に留意しつつ、予算の編成及び配分と教職員の配置を行うための仕組みを整備する。
- b 大学予算の執行に当たっては、理事長の裁量のもと、重点領域に集中的に配分できるよう、柔軟に運用できる財務の仕組みを構築する。

#### (3) 学外有識者の登用

- a 学外の有識者及び専門家を理事、経営審議会委員又は教育研究審議会委員に登用し、経営のノウハウや教育研究上の専門的知見を大学運営にいかす。
- b 学外者を通じて、大学に対する社会のニーズを把握し、業務への反映を図ると同時に、大学の活動や成果を社会に周知する。

### 2 人事の適正化

#### (1) 人事制度

- a 教員がその職務特性に併せて弾力的に勤務できるようにするため、平成 18 年度から裁量労働制を導入する。
- b 地域に開かれた大学として、教員の積極的な学外活動を支援するため、大学の目的や勤務態勢に応じた新たな兼業承認基準を設定し、柔軟かつ適正に運用する。
- c 教職員の能力向上並びに組織の活性化を図るため、他の大学・教育研究機関への出向や学外研修制度を整備すると同時に、教員に対する評価制度に基づいた任期制の導入に向けて、他の大学等の状況を調査検討し、大学の特性にあった任期制を整備する。

#### (2) 評価制度

- a 教員に対する業績評価は、大学の教育、研究、社会貢献活動及び組織運営全般を対象とし、教育研究活動の特殊性に配慮して評価項目及び評価基準を作成するとともに、定期的に見直しを行う。

- b 評価結果を活用して、各教員の意識・意欲及び能力の向上、ひいては大学の業務全般の改善と活性化を図る。また評価結果は、研究費の配分や給与、昇任等の処遇に反映させる。
- c 業績評価制度は平成 18 年度から導入する。
- d 事務職員に対しても、他の大学や企業の業績評価制度を踏まえつつ、勤務意識や能力の向上に資する制度の導入を検討し、整備を図る。

### (3) 人材の確保

- a 中長期的な観点に立って、教職員の採用や育成に関する基本計画を策定し、計画に沿って職員定数及び人件費を適正に管理するとともに、大学の効果的な運営を促進する。
- b 教職員の採用にあたっては、公募を原則とし、性別、国籍等にとらわれない能力本位の選考を行う。
- c 実績のある社会人の雇用や客員教授の活用など様々な方法により、高度な専門性を有する人材を登用する。
- d 事務組織の専門性の向上及び活性化を図るため、業務の内容に応じて、大学固有職員、大分県からの派遣職員及び人材派遣職員等を適切に配置するとともに、業務研修の充実や他大学等との人事交流の実施を検討する。
- e 県派遣職員は、業務運営の状況等を勘案しつつ、段階的に縮減する。

## III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 事務等の効率化及び経費の抑制

- a 業務運営方法全般を全学的に見直し、効率的な大学運営に努める。
- b 事務の整理統合や決裁手続の見直しを行い、迅速かつ効率的な事務処理を行う体制を整備する。
- c 各種様式や申請・届出・許可等に係る手続を見直し、事務処理の合理化・簡素化を図る。以上のことを達成するために、IT 利用を積極的に推進する。
- d 定期的に事務処理体制を点検し、点検結果や状況の変化に対応して効果的に業務を遂行する。
- e 光熱水費、印刷消耗品費、通信運搬費等の管理的経費の抑制については、目標を定めて全教職員に効率的な運用を徹底する。
- f 発注・契約の内容に応じて、クレジットカード・インターネットによる発注、一括発注や複数年度契約等、より合理的な方法を検討し、経費の抑制を図る。
- g 定型的業務について、外部委託や人材派遣職員等を活用して事務の効率化及び経費の抑制を進めるとともに、大学運営に係る企画立案などの専門的業務に、重点的に人員を配置する。また、教職員のコンピュータ・IT 教育を推進し、実務能力の向上を図り、事務処理の合理化に寄与する。
- h 事務職員採用や研修など、他の公立大学法人等と共同して実施した方が効率的な業務について、共同処理の検討を行う。

### 2 外部研究資金及びその他自己収入の獲得

#### (1) 外部研究資金の獲得

- a 研究資金獲得に全学的に取り組む。特に、科学研究費補助金については、原則として全教員が申請する。
- b 企業や自治体との共同研究・受託研究などに積極的に取り組み、外部研究資金獲得を図る。
- c 外部研究資金獲得を支援するために、研究助成金公募等の情報収集や申請書類作成など

を支援する体制を整備する。

## (2) 自己収入の確保

- a 授業料、入学考査料、入学料、証明料及び公開講座講習料等の額は、受益者負担の観点から適正な金額を定めるとともに、社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行う。
- b 授業料については、納入の簡素化及び確実な収入を図るため、平成 18 年度から口座引き落としを導入する。

## 3 資産の適正管理及び有効活用

### (1) 資産の適正管理

- a 授業料等学生納付金や運営費交付金、研究資金等の金融資産について、管理ルールを策定し、適正に管理する。
- b 大学の土地、施設、設備等の固定資産を、適正に維持管理するとともに、有効活用に努める。
- c 職務上の発明等、法人に帰属する知的財産について、管理・活用や発明者への対価等に関するルールを策定し、適正に運用する。

### (2) 資産の有効活用

- a 大学の土地、施設、設備等は、大学運営に支障のない範囲で貸付けを行うなど有効に活用し、地域貢献を図る。
- b 研究成果、著作物その他の知的財産を有効に社会貢献に利用するための研修会の開催や Web 化などの方法を検討するとともに、著作物等の保護にも努める。

## IV 教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 自己点検及び自己評価の充実

#### (1) 自己点検及び自己評価の実施

- a 大学が実施する教育研究活動及び大学運営の状況について、目標・計画の達成状況や成果を検証し、絶えず改善を図るため、自己評価委員会を中心に、自己点検・自己評価を実施する。
- b 自己点検・自己評価は、大学の教育、研究、社会貢献の状況及び法人組織の管理運営状況に対して、大学全体を対象に実施する。

#### (2) 評価結果の活用

- a 自己点検・自己評価及び第三者評価(大分県地方独立行政法人評価委員会による評価)の結果は、ホームページや報告書等により学内外に公表する。
- b 自己点検・自己評価の結果明らかになった問題点は、検討の上改善計画を策定し着実に実施する。

### 2 情報公開の推進

- a 大分県情報公開条例及び大分県個人情報保護条例に基づき関係規程を整備し、情報公開請求に適切に対応していく。また、情報公開を促進する学内の体制を確立する。
- b 大学の活動及び法人運営の状況について、各種メディアへの発表、ホームページへの掲載及び報告書の作成等により、県民、学生、受験生など広く社会へ公開する。
- c 教育研究の成果の概要は、電子化してホームページで公開する。論文などの成果物は、図書館で公開し、閲覧できるようにする。
- d 財務運営状況や中期目標・中期計画等の法人情報をホームページに掲載し、公開する。
- e 学内行事や学生及び教職員の活動について、メディアへの積極的な情報提供や報告書・各種印刷物等の作成を行い、広報・公開に努める。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設・設備の整備・活用

- a 既存の施設及び設備を最大限有効に活用しつつ、大学の将来像を見据えて長期的な整備計画を策定する。
- b 計画策定に当たっては、施設等の安全性・信頼性の確保、教育研究環境の充実、すべての人にとって利用しやすいキャンパスの実現及び学内外の環境や景観への影響に留意する。

### 2 大学の安全管理

- a 労働安全衛生法その他の関係法令等に基づき、安全衛生に関する必要な規程を整備し、着実に実施する。
- b 事故、災害の発生時に、学生及び教職員の生命並びに大学施設、設備、財産を保全し、被害を最小限とするために、対策マニュアルを整備し、教職員に周知徹底する。
- c 学生及び教職員の健康管理を効果的に推進するための学内体制を整備し、健康指導を行う。
- d 健康管理の一環として、学内の禁煙対策を推進し、学生及び教職員の喫煙率ゼロを目指した健康教育を展開する。
- e 大学の施設、設備に対する日常的な点検を実施し、安全性の維持及び危険箇所の早期発見に努める。
- f 危険物や施設、設備、器具等の管理及び使用に関するマニュアルの整備並びにその遵守を徹底し、事故防止に努める。
- g 情報セキュリティに関するガイドラインを設け、定期的に研修を実施するなどして、教職員の情報保護意識を向上させる。また学生に対して、個人情報流出や各種サイバー犯罪による被害を防止するため、情報セキュリティ教育や啓発活動を実施する。
- h 学生及び教職員の防災・防犯意識の向上を図るために、定期的に安全教育を実施する。

### 3 モラルと人権啓発の推進

- a モラルの醸成及び人権侵害に対する相談、啓発、問題解決などに全学一体となって取り組むための組織を整備する。
- b 学生及び教職員の人権啓発の向上並びに学内における各種ハラスメント行為等を防止するため、研修会や講演会等を実施する。
- c 学生に対するモラルと人権啓発に関する教育を、看護教育の一環として実施する。

## VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

## VII 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

1億円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし



## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

### 1 施設及び設備に関する計画

なし

(注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることがある。

### 2 人事に関する計画

- a 裁量労働制、任期制など、教育研究に従事する教員の勤務特性を踏まえた人事制度を導入する。
- b 教職員の採用及び育成に関する基本計画を策定し、計画に沿って職員定数及び人件費を適正に管理する。
- c 業務の内容に応じて大学固有職員、大分県からの派遣職員及び人材派遣職員等を適切に配置する。
- d 大学の効果的な運営に努め、大分県からの派遣職員は業務運営の状況等を勘案しつつ段階的に縮減する。

### 3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

なし

### 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

## 収容定員

平成18年度	看護学部	340人
	看護学研究科	18人
平成19年度	看護学部	340人
	看護学研究科	18人
平成20年度	看護学部	340人
	看護学研究科	26人
平成21年度	看護学部	340人
	看護学研究科	26人
平成22年度	看護学部	340人
	看護学研究科	26人
平成23年度	看護学部	340人
	看護学研究科	26人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画  
1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成 18 年度～平成 23 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,544
自己収入	1,456
授業料及び入学検定料収入	1,407
雑収入	49
受託研究等収入	116
計	5,116
支出	
業務費	4,525
教育研究経費	1,087
人件費	3,438
一般管理費	475
受託研究等経費	116
計	5,116

(人件費の見積り)

中期目標期間中、総額 3,438 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(注)人件費の見積りについては、当該年度の人件費見積額を踏まえ試算しているが、定期昇給、ベースアップ、社会保険料の改定等は含まない。

(注)退職手当については、公立大学法人が定める規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において、職員の退職手当に関する条例を基準として算定される。

(運営費交付金の算定方法)

運営費交付金は、平成 17 年度予算額を基準として積み上げた額をベースとして、一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 収支計画

平成 18 年度～平成 23 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,173
経常費用	5,173
業務費	4,635
教育研究経費	1,081
受託研究等経費	116
人件費	3,438
一般管理費	475
雑損	—
減価償却費	63
臨時損失	—
収益の部	5,173
経常収益	5,173
運営費交付金収益	3,538
授業料等収益	1,407
受託研究等収益	116
雑益	49
資産見返運営費交付金等戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	61
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

(注)受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

### 3 資金計画

平成 18 年度～平成 23 年度 資金計画 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,116
業務活動による支出	5,095
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
次期中期目標期間への繰越金	21
資金収入	5,116
業務活動による収入	5,116
運営費交付金による収入	3,544
授業料及び入学検定料等による収入	1,407
受託研究等による収入	116
その他の収入	49
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—